

吉田町企業立地促進事業費補助金のご案内

工場等の新設・増設時の用地取得費、新規雇用に対し、最大4億円を補助します！

前年度からの変更点

初回と同じ要件で2回目以降も申請可能になりました！（複数回要件の緩和）※

具体的な改正内容

設備投資額30億円以上→要件なし
雇用増50人以上→雇用増1人以上または
雇用維持かつ生産性向上10%以上

1 制度概要

本制度は、吉田町内に新たに用地を取得し、工場、研究所、物流施設等を新設又は増設する場合に、用地取得費と新規雇用に対して補助する制度です。（最大4億円を補助）

補助対象者	民間企業、組合、一般社団法人、一般財団法人				
対象施設	製造業の工場、研究所、ソフトウェア業の施設、物流施設				
補助対象経費	上記対象施設を新設・増設するための用地取得費、従業員の新規雇用				
補助の要件 (全施設共通)	用地取得日から以下の期間内に操業すること (造成済用地：3年、未造成用地：5年)				
補助の要件 (施設別)	工場	・1,000㎡以上の用地取得 ・従業員10人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増 又は県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上			
	研究所 ソフトウェア施設	・研究施設面積200㎡以上 ・研究員5人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増			
	物流施設	・1,000㎡以上の用地取得 ・従業員10人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増 又は県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上 ・流通加工用設備の新規設置 (※裏面記載の設備のうち、2以上の種類の設備が必要となります。)			
		成長分野・研究所	その他	県補助金の交付がある場合(町費のみ)※	
補助率	用地取得費	ふじのくに フロンティア推進区域内	40%	30%	15%
		通常	30%	20%	10%
		新規雇用	50万円/人		25万円/人
限度額		ふじのくに フロンティア推進区域内	4億円	3億円	1.5億円
		通常	3億円	2億円	1億円

※ 県地域産業立地事業費補助金を既に交付された企業で、設備投資額が5億円未満の企業は、町費のみ対象となります。

2 成長分野について

食品、医薬品・医療機器、環境関連の製品等を製造する工場です。成長分野の判定は、各クラスター支援機関等の審査により行います。成長分野での申請を希望される際は事前にお申出ください。

3 物流施設の流通加工用設備について

下表の種類の内、2以上の種類の設備を設置する必要があります。

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。) 2 自動搬送装置(自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。) 3 自動化保管装置(遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。) 4 垂直型連続運搬装置(2以上の階に貨物を運搬するものに限る。) 5 電動式密集棚装置(遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。) 6 貨物保管場所管理システム (電子情報処理組織に基づき、施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。) 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置 (自動検量機構を有するものに限る。)
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム (取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

4 生産性の向上について

生産性とは労働生産性のことをいい、次のいずれかの数式により算定します。

$$\text{物的労働生産性} = \text{生産数量} / \text{雇用者数}$$

$$\text{価値労働生産性} = \text{生産額} / \text{雇用者数}$$

5 静岡県新規産業立地事業費補助金について

工場等の新設、増設を行う際の、建物及び機械装置の購入費用に対する補助金です。吉田町企業立地促進事業費補助金と併用することで**最大 14 億円が助成されます。**

詳しくは静岡県企業立地推進課までお問い合わせください。☎ TEL 054-221-3262

お問い合わせ先 吉田町産業課商工観光水産部門

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

TEL : 0548-33-2122 FAX : 0548-33-2162 e-mail : sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp

ホームページ: <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>